

※ 指示があるまで問題を開かないでください。

# 令和7年度

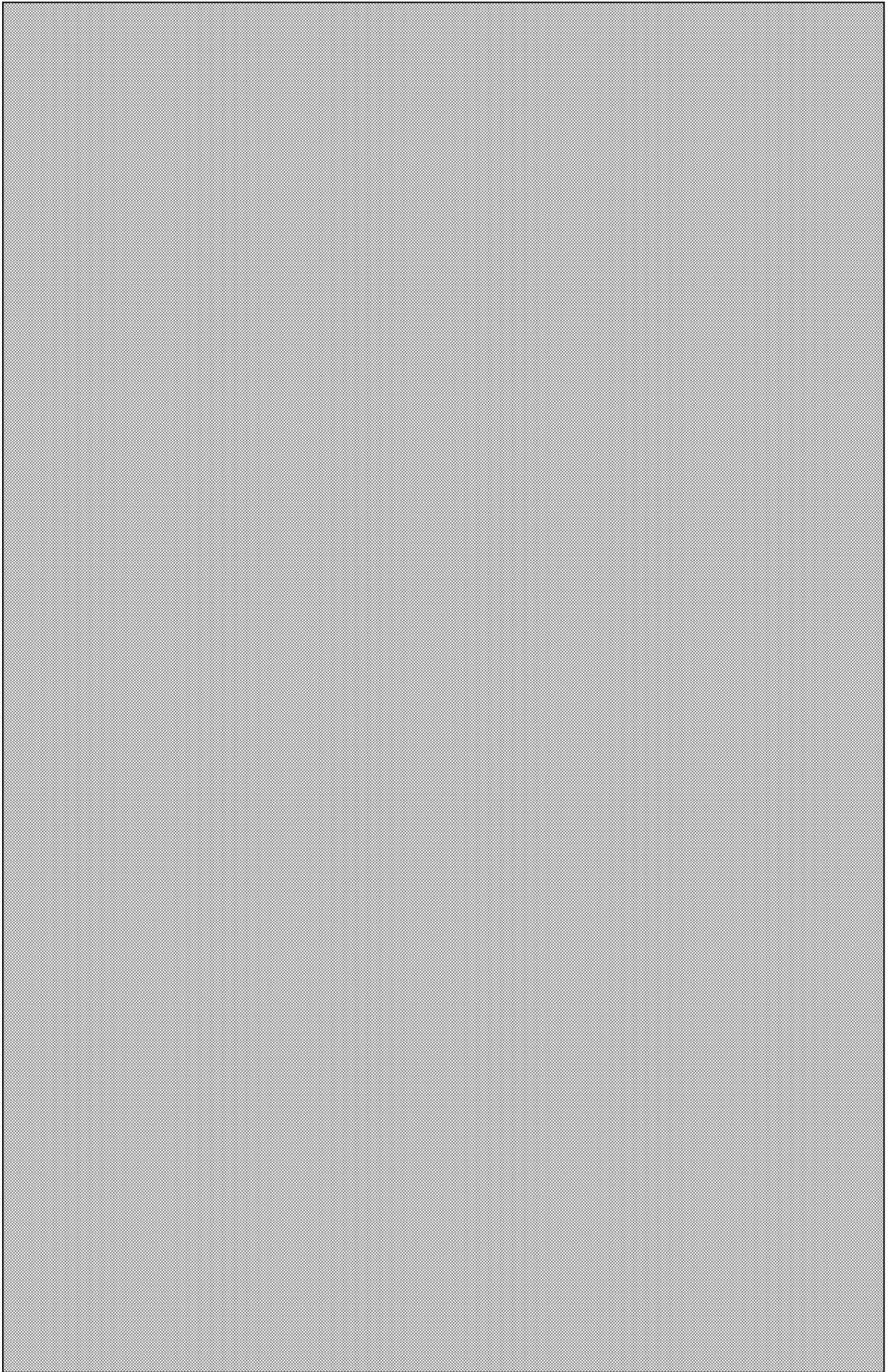
## 専門系専門試験問題

### (法律)

令和7年5月11日(日)実施

#### 注意事項

- 1 問題は6分野あります。4つの分野を選択し、解答してください。
- 2 解答用紙は、必ず1問につき1枚を使用し、受験番号及び氏名を記入してください。
- 3 解答用紙の問題番号欄は、選択した問題番号に○印をつけてください。
- 4 解答内容は、解答に至った経過についても残しておいてください。
- 5 試験時間は60分です。
- 6 この問題は持ち帰ることができます。ただし、解答用紙は白紙でも必ず提出してください。





No.1 憲法

国会に関する次の問(1)、(2)に答えよ。

- (1) 以下の文章中の [ア] ～ [オ] に当てはまる語句を答えよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。

憲法第 41 条は、「国会は、国権の [ア] であって、国の [イ] の立法機関である」と規定する。

[ア] とは、国会が主権者である国民によって直接選任され、その点で国民に連結しており、しかも立法権をはじめ重要な権能を憲法上与えられ、国政の中心的地位を占める機関である、ということを強調する政治的美称であり、法的意味に解することが [ウ]。

また、国の [イ] の立法機関とは、立法権を国会が独占することを意味し、2つの原則がある。すなわち、①国会 [エ] 立法の原則と②国会 [オ] 立法の原則である。このうち、①の国会 [エ] 立法の原則とは、国会以外による実質的意味の立法は、憲法の特別の定めがある場合を除いて、許されないことをいい、②の国会 [オ] 立法の原則とは、国会による立法は、国会以外の機関の参与を必要としないで成立することをいう。

- (2) 上記の文章中の下線部の「国会以外による実質的意味の立法」に該当するものを 2つ 答えよ。

## No.2 行政法

国家賠償法に関する文章中の  ～  に入る適切な語句を答え、 ～  に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。また、【語群】の記号は同一のものを複数回使用してもよい。

日本国憲法には、国家賠償制度についての定めが 。

国家賠償法はわずか6条から成る法律であるが、我が国の行政関連訴訟として広く利用されている。

同法第2条第1項は、「道路、河川その他の公の  の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は  は、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。

同法第4条は、「国又は  の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、 の規定による。」と規定し、同法は  の特別法と位置付けられている。

なお、同法6条は、「この法律は、 が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定する（相互保証主義）。

同法第1条は、国家賠償制度を正面から認めた重要な条文である。

まず、第1項は、「国又は  の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、 又は  によって  に他人に損害を加えたときは、国又は  が、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。ここにいる「公務員」とは、公務員法上の公務員に 。

また、第2項は、「前項の場合において、公務員に  又は重大な  があつたときは、国又は  は、その公務員に対して  を有する。」と規定する。

### 【語群】

- |        |       |        |           |            |
|--------|-------|--------|-----------|------------|
| a. 違法  | b. 過失 | c. 求償権 | d. 限定されない | e. 限定される   |
| f. 懲戒権 | g. 適法 | h. 故意  | i. 債権     | j. 損害賠償請求権 |

No.3 民法

意思表示の瑕疵に関する文章中の「ア」～「オ」に入る適切な語句を答え、「カ」～「コ」に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。また、【語群】の記号は同一のものを複数回使用してもよい。

民法は、意思表示の瑕疵を理由に契約の効力が否定される場合として、意思表示そのものに問題があるいくつかの場合を挙げている。

心裡留保とは、真意でない意思表示であって、表意者が表示と真意の不一致を認識して

「ア」場合である。心裡留保の効力は原則「イ」である。

通謀虚偽表示とは、真意でない意思表示であって、意思表示の相手方との間に通謀があった場合をいう。通謀虚偽表示の効力は原則「ウ」である。

錯誤とは、表意者の認識しないところで表意者の主観と現実との間に食い違いがある場合をいう。錯誤(重要な錯誤)による意思表示の効力は原則「エ」を主張できる。ただし、表意者に「オ」があり、相手方が善意無過失の場合には、「エ」を主張できない。

詐欺・強迫による意思表示は、欺罔・強迫された表意者がこれを取り消すことができる。

まず、詐欺においては、表意者の相手方でなく、第三者が詐欺をはたらいたときには、相手方が詐欺の事実につき「カ」、表意者は意思表示を取り消すことができる。

また、詐欺による意思表示であることを理由とする取消しは、第三者が「キ」対抗することができない。ここにいう「第三者」は取消しの意思表示がされる前に登場した者で「ク」。

次に、強迫においては、第三者が強迫をした場合で、相手方が善意である場合、表意者は強迫を理由として意思表示を取り消すことが「ケ」。また、表意者は、強迫による意思表示であることを理由とする取消しをもって、善意無過失の第三者に対抗することが「コ」。

【語群】

- a. 善意かつ無過失の場合のみ    b. 善意であれば過失があっても  
c. 悪意または過失がある場合は    d. なくてもよい    e. なければならない  
f. できない    g. できる

No.4 刑法

正当防衛と緊急避難に関する文章中の「ア」～「オ」に入る適切な語句を答え、「カ」～「コ」に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。ただし、【語群】の記号は同一のものを複数回使用してもよい。

正当防衛とは、「ア」の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為をいう（刑法第36条第1項）。法治国家においては「イ」の原則が妥当するので、正当防衛はその例外である。正当防衛の本質は、侵害者と被侵害者が「ウ」の関係にあるという点にある。

これに対し、緊急避難も正当防衛と同様に緊急行為の一種であるが、緊急避難の本質は、侵害者と被侵害者が「エ」の関係にあるという点にある。

なお、通説によれば、正当防衛・緊急避難はいずれも「オ」阻却事由である。

ここで、正当防衛の要件を検討する。

まず、「防衛するため」の行為といえるためには、客観的に防衛行為とみることができる行為であればよいか、それに加えて、主観的に「防衛の意思」が必要か否かについては争いがある。「防衛の意思」必要説の論拠の1つに「カ」の処理がある。

判例は、「防衛の意思」必要説を採用し、「憤激または逆上して反撃を加えた」場合、ただちに防衛の意思を欠くものと解すべき「キ」としている。また、「防衛の意思と攻撃の意思が併存している場合」の行為は、防衛の意思を欠くもの「ク」としている。

次に、「やむを得ずにした行為」について、判例は、反撃行為が必要最小限度を超えず、相当性を有し、反撃行為により生じた結果がたまたま侵害されようとした法益よりも大きなものである場合、その反撃行為は、正当防衛行為でなくなるもの「ケ」。

なお、刑法第36条第2項は「防衛の程度を超えた行為」は、情状により、その刑を「コ」とする。

【語群】

- a. 偶然防衛 b. 対物防衛 c. でない d. である e. 免除しなければならない  
f. 減軽し、又は免除しなければならない g. 減軽しなければならない  
h. 免除することができる i. 減軽し、又は免除することができる  
j. 減軽することができる k. なるとしている l. ならないとしている

No.5 刑事訴訟法

刑事手続に関する文章中の[ア]～[オ]に入る適切な語句を答え、[カ]～[コ]に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。ただし、同一の記号には同一の語句が入るものとする。また、【語群】の記号は同一のものを複数回使用してもよい。

刑事手続上の基本権保障の内容を手続の流れに沿ってみると、まず、捜査段階では、憲法第33条が不当な[ア]から個人を保護し、一定の要件（実体要件）によりこれらの権利を制約することが許されるが、その要件の存在は、原則として[イ]手続によって確認されなければならない（いわゆる[イ]主義）。また、第38条第1項は、被疑者に供述の自由を保障し、さらにこの保障を実効性あるものとするために、身柄を拘束された被疑者には第34条により[ウ]に依頼する権利が保障される。

公判では、第37条第1項が公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を被告人に保障している。同条第2項は証人喚問権・審問権を保障するなど、被告人は公判で検察官の主張・立証に対し、徹底的な批判を行うことができるようになり、当事者・論争主義の裁判を受ける権利が保障される。また第38条第1項は公判では[エ]特権を保障し、被告人に対して証人と同様の証言義務を課すなど、有罪立証への協力義務を課すことが禁止される。これにより、[オ]主義の裁判を受ける権利が被告人に保障される。

次に、逮捕による身柄拘束期間と被疑者勾留との関係についてみる。刑事訴訟法は内乱罪等の事件を除き最長[カ]日間の被疑者の身柄拘束を許すが、逮捕による身柄拘束は最長[キ]時間に限られている。このため司法警察職員が被疑者を逮捕し、司法警察員が身柄拘束の継続を要すると思料するときは、逮捕から[ク]時間以内に被疑者の身柄と事件の証拠等を検察官に送致する手続をしなければならない。検察官の勾留請求は、被疑者の身柄を受け取ってから[ケ]時間かつ逮捕から[コ]時間以内に行なければならない。

【語群】

a. 7 b. 10 c. 20 d. 23 e. 24 f. 30 g. 48 h. 72

No.6 民事訴訟法

民事訴訟に関する文章中の〔ア〕～〔オ〕に入る適切な語句を答え、〔カ〕～〔コ〕に当てはまる語句を下の【語群】から選び、その記号で答えよ。ただし、【語群】の記号は同一のものを複数回使用してもよい。

当事者能力、訴訟能力は、民事訴訟法に特別の定めがある場合を除き、〔ア〕その他の法令に従う。

当事者能力とは、民事訴訟の当事者となることのできる一般的な資格をいう。自然人は、〔イ〕が当事者能力を有する。法人は、当事者能力を有するが、法人でない社団又は財団で〔ウ〕又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。当事者能力の存在は訴訟要件の1つであり、〔エ〕は職権でその存否を調査し、その欠缺を認めるときは訴えを〔オ〕しなくてはならない。

訴訟能力とは、当事者として訴訟を進行するのに必要な能力であり、〔カ〕及び〔キ〕は制限訴訟能力者とされる。訴訟能力を欠く者による訴訟行為またはこれに対する訴訟行為は〔ク〕である。

当事者適格とは、〔ケ〕特定の訴訟物との関係で決定される問題である。なお、実体法上の権利や法律関係の帰属主体（と主張する者）以外の者が当事者適格をもつ場合があり、これを〔コ〕という。

【語群】

- a. 後見人 b. 保佐人 c. 補助人 d. 未成年者 e. 成年被後見人  
f. 被保佐人 g. 被補助人 h. 取消 i. 無効 j. 個々の事件において  
k. 個々の事件を離れて l. 代理 m. 第三者の訴訟担当

